

遊漁船業の安全設備の義務化及び遊漁船安全設備導入支援事業に係る説明会 概要

- 1 開催日時：令和7年6月12日（木）15時～17時
- 2 場 所：オーテピア 4階 ホール（高知市追手筋2-1-1）
- 3 議題
 - （1）遊漁船に対する安全設備等の義務化について（四国運輸局説明）
 - （2）遊漁船安全設備導入支援事業について（水産庁説明）
 - （3）質疑応答

会場）今後の進め方について、全体的な考えを国交省さんと水産庁さんにお聞きしたいんですけど。これまで、旅客船が先に義務化されました。遊漁船業については適用日が決まってから補助事業を考えるということで聞いておりましたけども、今回、適用日が決まっていなくても補助事業だけ説明があったという理解です。まず国交省さんに聞きたいのが、適用日が未定というのはわかるのですが、どれくらいのスパンで考えているのかというのを話せる範囲でお答えいただきたいというのと、何が整備されれば適用となるのかというところを教えてくださいたいです。次に水産庁さんに聞きたいのは、旅客船の方は補助の割合が2/3と記憶しておりますが、なぜ遊漁船業者は少ないのかということと、今回1億円が予算措置されておりますが、一人が50万円使ったとすると全国で200人くらいしか使えないですが、今後いつくらいまで予算措置していく考えなのか、財務省や国会を通さないといけないことかと思うので言えないと思うのですが、水産庁としてはどのくらいの期間必要と考えているのかお答えいただきたいと思います。あと、これは国交省さんと水産庁さんで協議いただく内容かと思いますが、適用日が決まるとなれば周知期間を一定とっていただく必要があるかと思いますが、その間に補助事業をかまえて希望する事業者の皆様に行き渡るような形で適用日とか補助事業を考えているのかを聞きたいと思います。今回、我々も急にこの事業ができましたと言われて、非常に制度も難しいうえ、いつ適用になるかもわからないのにいきなりこれをやれと言われてもなかなか難しいので、今後の進め方や考え方について教えていただけると助かります。

四国運輸局）一点目の適用日についてですが、遊漁船の安全設備の義務化につきましては、遊漁船業者様を含む有識者の方で組織される検討会で議論がなされておりました、令和6年7月にとりまとめられたところでございます。当該とりまとめにおきましては、遊漁船の安全設備の適用日については別途検討されておりました、適用日を検討するにあたりまして、対象機器の流通状況とか遊漁船への安全設備の早期搭載に向けた方策の対応状況等を考慮することが必要とされております。対象機器の流通状況につきましては、大部分の製品が製造会社による開発が完了して順次生産が開始しているところであります。そして、遊漁船への安全設備の早期搭載に向けた方策につきまして、これは水産庁様が取り組んでおられ

る支援の状況についても併せて注視させていただいているところでございます。国交省としましては、旅客の安全確保に向けて義務化は必要と考えておりました、水産庁様による支援の状況も踏まえつつ、遊漁船への適用日を検討して参りますということで、今のところ適用日は未定という状況でございます。

水産庁) まず、国交省の事業の補助率が2/3で、水産庁の事業がなぜ1/2なのかというところでございますが、国交省の事業につきましては令和4年度の補正で予算措置されたものと記憶してございます。これが旅客船等を対象としていて、義務化の方は今年度から適用されているという事情があります。他方、遊漁船の方は遊漁船業の実態を踏まえた対応が必要とされ、令和6年に全国各地の遊漁船業者が参画いたしまして遊漁船業の実態を踏まえて議論しております。その結果を踏まえて、救命いかだ等を設置しない特例措置が整備されております。国交省の補助事業の対象であった小型の旅客船と遊漁船とは少々背景が異なり、旅客船の方は特例措置がされておられません。遊漁船だけこの義務化を免除される特例措置が設けられております。遊漁船では義務化の対象となる特例措置が活用できることを踏まえ、また限られた予算を少しでも多くの事業者が利用できるよう補助率を1/2としているところでございます。それから、予算額の1億円につきましては、安全設備の導入においては知床沖の遊覧船事故を機に、利用者の安全確保に対する社会的な情勢の高まりがあったということがまずあります。そこで、遊漁船を含む一般客を乗せて営業する全ての船舶に安全設備の設置を義務付けられてございます。ただし、遊漁船はまだ適用されていないということでございますけれども、安全設備の設置によっていざという時の利用客の生命を守るというのは、遊漁船業者の基本的な責務だと思います。遊漁船の利用客に安全性の向上に前向きに取り組む事業者は、利用客に選ばれる、そういったメリットもあると思います。また、遊漁船の事故率というのも減少していない状況でもあります。そういったことで、この事業は遊漁船の安全設備の早期設置を促進することを目的にしておりますして、義務化に先がけて安全性の向上を図ろうとする事業者を対象に支援するということでございますので、全ての遊漁者を対象に支援するということではございません。全ての方に補助事業が行き渡るようにということで質問があったかと思いますが、令和8年度以降につきましては現時点では何もお答えすることができないということでご理解いただきたいと思います。

小型船舶検査機構) 今、水産庁さんの方で、遊漁船のみに特例が使われるというお話だったんですけれども、実際には旅客船の方にも特例は使えるというところで少し説明が違っていたところがありましたので補足させていただきました。

会場) いかだの説明が多かったが、自分たちは土佐湾の水温が下がらないところで商売をしているわけだが、何がいるのかはつきり説明していただきたい。AISや無線機は搭載しないといけないのか。電話じゃいけないのか。

四国運輸局) 救命いかだ等につきましては、資料の 5 ページを見ていただいて、15 度以上を航行されるということかと思いますが、5 ページの菱形の②というところを見ていただき、その下のいずれかに該当するのであれば、いかだの搭載は不要ということになります。

(法定無線設備、非常用位置等発信装置、隔壁の水密化等については、河川、湖、港内のみを航行する船舶以外は搭載が必要。ただし、船舶検査証書の航行区域が平水区域となっている場合や、船舶検査証書の航行区域は沿岸区域だが平水区域のみで事業を行う場合は法定無線設備のみ搭載が必要)

会場) 補助事業の助成要件になっている海面利用協議会とはなんですか。

県) 海面利用協議会とは県が組織するもので、海面の円滑な利用を図るための協議の場です。

現在、本県では組織していませんが、これを組織していないからといって補助事業を利用できないというものではありません。

水産庁) 高知県さんは海面利用協議会を作られていないんですか。

県) はい。ただ、この説明資料にあるように、海面利用協議会が組織された場合は加入しないといけないということで、組織していないからといって補助事業を活用できないということではないですよ。

水産庁) 県が海面利用協議会を組織していない場合、補助対象にならないかもしれません。

県) もし、そうなのであればそのように資料に記載いただかないと、誤った情報を遊漁船業者の皆様に共有することになるので、気をつけていただきたい。

水産庁) 確認して回答します。

県) 回答は、後日ホームページに掲載します。

(後日、海面利用協議会が組織された場合は加入しないといけないということで、組織していないからといって補助事業を活用できないというわけではないとの回答あり)

会場) 先ほど最初に質問された方が補助率について聞いており、それに対する回答では遊漁船には特例措置があるために補助率が低いという説明だったが、その後、旅客船にも特例措置はあるという説明があった。これは結局どういうことなのか。

水産庁) 我々の方はあくまでも義務化に先駆けて安全性の向上を図ろうとする事業者、それから安全設備を早期に設置するためにやろうとしておりますので、全ての遊漁船事業者を対象としているわけではございません。ですので、そこが例えば補助率が違ったり、金額が違うというところもございます。できるだけ多くの方が対象となるように、2/3 ではあまり行き渡らないので、できるだけ行き渡るように補助率は 1/2 としております。ですので、一番補助上限が大きな 75 万円となっているいかだについては、特例措置に取り組むという形で、ぜひご検討いただきたいという考えでございます。

補足で少しお話をさせていただきます。いろいろとご苦勞ご不便をおかけしており申し訳ございません。先ほどお話しいただいた国交省の 2/3 の補助率と違うというお

話について回答させていただくと、国交省の支援というのが知床の事故を踏まえた社会的な情勢に基づいて設置されたものになります。他方で、水産庁の補助事業としては、国交省さんの法令の方で原則義務づけられているという方針が決まっている中で、安全設備の早期措置を促進する観点から設置するという立て付けになってございます。そちらは皆様日頃から色々と頑張っていただいているものと承知しておりますけれども、そこについて正しく支援していくという立て付けになっております。それに加えて、先ほど色々お話をさせていただいたとおり、義務化の対象外となる特例が遊漁船については実態を踏まえて準備されているという実態になってございます。こういった状況を総合的に勘案しまして、早期設置を行いたいとする遊漁船業者さんに対して支援させていただきたいということから、補助率を 1/2 としております。ご不便をおかけするかと思いますが、ご利用ご理解のほどよろしくお願いいたします。

会場) 救命いかだを購入する場合、購入先というのはなにか制限があるものなのでしょうか。
水産庁) 購入先について特に縛りはございません。

会場) ネットや最寄りのボートショップで購入することは特に問題ないということでしょうか。

水産庁) 見積書という形でなくても、金額や会社などがあるものであれば、見積書の代わりになるということで聞いております。海洋水産システム協会さん、聞いておられますか。

海洋水産システム協会) ネットやボートショップで見積もりをとっていただいて購入していただいても問題ありません。

会場) バッグ式の救命いかだを導入する場合、設置場所や収納場所に決まりはあるものでしょうか。

小型船舶検査機構) バッグ式になりますので、どこかに設置ということではなく、すぐ使えるようにしていただいて、ここに救命いかだがありますよという表示をしていただくというところに対応いただければ。コンテナ式の救命いかだというのはどこかに設置いただくようになるのですが、バッグ式は持ち運べますので、出しやすいところに置いていただいて、どこに置いてあるかわかるように設置場所の表示等をしていただくということになっております。

会場) 国交省さんに質問だが、資料 5 ページの中程に「水温 15 度以上の時期を航行」とある下にいくつか項目があり、その中で「水密全通甲板を有する船舶は救命いかだの搭載が不要」ということが記載されているが、この水密全通甲板については資料 14 ページで水密隔壁等の設置の代替措置というのがあって、浸水警報装置や排水設備があれば水密化は不要となっているが、これで救命いかだの搭載が不要になるということでは

ないのか。

四国運輸局) そういうことではない。水密全通甲板と、浸水警報装置と排水設備の設置はまた別の話となりまして、水密隔壁等の設置の代替措置が浸水警報装置と排水設備の設置ということになります。

チャット) 助成要件の3.遊漁採捕報告システムというのは漁獲制限のかかっているクロマグロ限定のものになりますか、それとも獲れた魚全てを対象とするものですか。

水産庁) こちらにつきましては、クロマグロに限定したものではございません。(水産庁 HP に) 遊漁の部屋とクロマグロ遊漁の部屋の二つの部屋があるんですけども、遊漁の部屋というところに色々な魚の尾数や全長を記載できるようになっておりますので、クロマグロに採捕報告とは別のものになります。魚種も書くことができますので、色々な魚を釣られたら、できる限りその情報を記載いただいて資源管理のために利用するというところでご協力をいただきたい所存でございます。

チャット) 救命いかだ等の搭載を要しない方法④での質問です。船舶検査証書の航行区域は「近海区域」(イ) 漁ろうをする間は、本邦の海岸から 100 海里以内の水域に限る。(ロ) 漁ろう以外のことをする場合は・・・20 海里以内となっておりますが、船舶自体(イ) の 100 海里以内の制限を取得していることですので、救命いかだ等の搭載を要しない方法④を適用できるのではないのでしょうか。

小型船舶検査機構) 漁ろう時に 100 海里以内の航行区域を取得されている船舶であれば、特例④船内に浸水しない構造の船舶だと思われます。

チャット) 回答ありがとうございます。高知県の場合、水温 15 度以上ですので、ほとんどの遊漁船はこの事例で救命いかだの搭載を要しない船舶として認定されると思います。

会場) 先ほどの浸水アラームの件について、カンコ(魚倉)のあるところにはいないという理解で良いのだと思うが、カンコの両サイドが完全に塞がれた空間があった場合はどうしたら良いのか。一度開けて中に入れ込んでまた閉じるといった作業が必要なのだろうか。

小型船舶検査機構) 今のご質問は、魚倉以外の横の隔壁というか塞がれた空間に、さらに穴を開けて浸水警報装置を設置するかという内容だったかと思うが、精密に閉鎖されたボイドスペースという形になると思いますので、いらなかなと思います。

会場) 救命いかだのところの説明であった水密全通甲板というのは、今の船を改造してということになるのか。

小型船舶検査機構) 船の構造にもよるが、限定沿海で 75mm のコーミングがあるか、フラッシュハッチ構造(コーミングがなくてフラットである甲板)を有するといった基準を満足しているものであれば、いかだの搭載が必要ない水密全通甲板ということになります。基準を満足していない船であれば、コー

ミングの高さを高くするであるとか、水密のハッチに閉鎖装置を付けるということで対応することは可能になります。ただ、おそらく全通甲板のもので、和船型のもので後ろに船外機を付けるタイプになると、水密全通甲板ではなく、船首部だけの部分甲板ということになるんですが、漁船タイプであって上甲板があってその上にハッチがあるものはおおよそ水密全通甲板であると思います。そういった形の検査証書は「限定沿海」で、水密全通甲板が要件として要求されておりますが一概には言えませんので、まずは検査証書を見ていただいて、あとは最寄りの JCI に確認いただければと思います。